

=====

GCOE NewsLetter

[No.37 2010/10/25]

-----

次回のオープンレクチャー

gCOE第11回国際研究集会の開催について

2010年度第2回大学院学生海外派遣事業の審査結果

テキスト布置解釈学原論の要約

gCOE第10回国際研究集会の概要

第31回オープンレクチャーの要約

グローバルCOE研究教育員ブリーフィング要約

事業推進担当者の異動

=====

---

■ 次回のオープンレクチャーについて

---

2010年11月17日（水）18:00～

名古屋国際センタービル15階 グローバルCOEオフィス

講演者：小川正廣教授（西洋古典学）

題目：未定 詳しくは今後、GCOEのWebページでお知らせします。

---

■ gCOE 第 11 回国際研究集会の開催について

---

第 11 回国際研究集会「文献学と解釈学の間」

日程：2010年12月10日（金）・11日（土）

場所：名古屋大学文学部1階大会議室、

名古屋大学文系総合館7階カンファレンスホール

---

■ 2010年度第2回大学院学生海外派遣事業の審査結果

---

2010年度グローバルCOE「大学院生海外派遣プログラム」第2回採用者が決定しました。

市川 彰（考古学D1）

「メソアメリカ考古学史再検討のための基礎的研究」 [派遣先：メキシコほか]

---

## ■ gCOE 第 10 回国際研究集会の概要

---

2010 年 10 月 1 日（金）～2 日（土）

「解釈、そのまたの名は——啓蒙期における法テキストの用法」  
エコール・ノルマル・シュペリール（フランス・パリ）にて開催。  
コーディネーター：森際康友（名古屋大学大学院法学研究科教授）

Round Table 2010 年 9 月 27 日（月）

『司法における法判断、または具体的正義への法テキスト解釈』  
ハイデルベルク大学（ドイツ・ハイデルベルク）にて開催。

第 10 回名古屋大学グローバル COE プログラム「解釈、そのまたの名は——啓蒙期における法テキストの用法」報告

法テキスト解釈をめぐる 2 つの研究集会、独仏で開催  
グローバル COE プログラム第 10 回国際研究集会「解釈、そのまたの名は——啓蒙期における法テキストの用法」が 2010 年 10 月 1-2 日にパリのエコール・ノルマル・シュペリールで、また、国際ラウンドテーブル「司法における法判断、または具体的正義への法テキスト解釈」が 2010 年 9 月 27 日にドイツのハイデルベルク大学法学部で開催された。

先に開かれたラウンドテーブルは、法哲学社会哲学国際学会連合（IVR）ドイツ支部との共催で、ハイデルベルク大学法学部の会議室において 4 部形式で行われた。第 1 部では、議長の森際康友が開催趣旨を述べた。これまで法学の世界で行われてきた法解釈論は実務家にとって役に立たない、「理論的」営為であった。しかし、必要とされるのは、裁判官や弁護士にとって指針となるような法解釈論ではないか。実務家が具体的事案において悩む解釈問題について、すなわち *Rechtsfindung* の場面において法哲学が何が言えるかを探究してみよう、との提題が行われた。

第 2 部では、それを受けて、パリ西大学の Eric MILLARD が、最近制定されたばかりの、ブルカなどイスラム教徒女性が用いるスカーフを標的とした、公共の場所での着用禁止を定めた法律を例に取り、それをめぐる解釈問題を解説・提起した。それについての質疑応答の後、第 3 部で、チリのアドルフォ・イバニェズ大学の Fernando ATRIA がおよそ正しい *Rechtsfindung* をもたらすものは何かについて報告し、出席していた 20 名近くの法哲学者の間で熱心に議論された。これこそ実務家が聞きたいことであり、パネリストの B. KRIX 元判事や

C. SEIBEL 弁護士といった実務家からコメントがあった。最後に第4部で、エジンバラ大学の Claudio MICHELON およびハイデルベルク大学の Winfried BRUGGER がまとめと総括を行った。

パリでは、9月30日における予備会議での綿密な打合せの後、法制史家と哲学者からなる学際的研究が二日間にわたって ENS の伝統ある講義室で行われた。初日は、佐藤彰一拠点リーダーによる開会祝辞の録画放映の後、報告者による予告された報告が9時から17時30分まで行われた。まず、ヨーロッパ法制史のためのマックスプランク研究所前所長、Michael STOLLEIS が企画者の1人として開会の辞を述べ、続いて主任企画者の森際が開催趣旨を述べた。18世紀独仏は啓蒙の世紀で、支配的イデオロギーによれば、理性的批判を通して因習や迷妄を排し、合理的な制度・社会をもたらすことができるはずだが、裁判実務においてこのような合理化が行われていたのであろうか。適用されるべき法が理性批判によって一義化されれば法解釈の余地はなくなるはずだが、どうか。まず実態を知り、それが近代国制・法制の建設にとって何を意味したのか、哲学的反省によればどのような意義が見えてくるか、を探究しよう、と提案された。

報告者の持ち時間は45分であったが、前日の打合せのおかげで、報告時間は30分以下に抑えられ、残った時間で実のある議論が行われた。フランスを代表する法制史家でありこの会議の企画者の1人でもある Jean-Louis HALPERIN および Serge DAUCHY はそれぞれ当時の私版判例集の分析を通して、理由を述べない判決が一般的であったという実態を明確にした後、にもかかわらず、フランス革命以降に開始した、理由を述べる制度に裁判官たちがなぜ直ちに適応できたのかについて説得的仮説を提示した。

これを受けて、Jan SCHROEDER, Hans-Peter HAFERKAMP, および STOLLEIS がドイツを中心にヨーロッパ全土を見渡しつつ、あるいは17世紀における法解釈との関連で、あるいは19世紀におけるあの著名な法解釈論争から振り返って、18世紀における法解釈の特質を浮き彫りにした。これらの史的営為の後、哲学の立場から、Olivier CAYLA, Alexandre THIERCELIN がそれぞれ（18世紀以降になってようやくその偉大さが理解され始めた）Hobbes の自然法解釈、Leibniz の法条件論をとりあげ、また、森際が近代哲学の知識論的アポリアを素材に、「法テキスト解釈」と呼ばれている営為の多様な側面を明らかにした。最後に、憲法学者としても法哲学者としても国際的に活躍する Michel TROPER が全体の総括を行った。

翌日は、初日に明らかになった論点を森際が整理し、フランスでは権威ある法源に基づく結論を一致させる調和的解釈が主流になったのに対して、ドイツではそれらの間の優劣を論じる傾向が主要となった背景などが議論され、理性

と解釈についての素朴であるだけに問題が鮮明化した時代状況における法テキスト解釈について開明的討議が行われた。こうして実質三日間の会議で、法テキスト解釈について、これまで法制史の世界でも法哲学のそれでも探究されたことのない問題設定で活発な議論が展開され、法テキストを素材にした解釈の隠された側面のいくつかがその扉を開けることとなった。（文責：森際康友）

---

## ■ 第31回オープンレクチャーの要約

---

2010年10月13日（水）18:00～ 名古屋国際センタービル 15階 グローバルCOE オフィスにて

講演者：高橋 亨 教授（名古屋大学大学院文学研究科・日本文学）

題目：「十二類歌合絵について」

十二支の動物たちによる八月十五夜の月をめぐる歌合の、歌と絵の色紙各十二枚の架蔵作品を「十二類歌合絵」とよぶ。絵は狩野大学氏信画、17世紀半ばの成立である。室町時代のお伽草子に「十二類合戦絵巻」があり、本作品はその発端の歌合部分のみだが、きわめて洗練された知的な遊びに満ちている。この作品の絵と歌の書の表現法を〈もどき〉という視座から読み解いてみる。

江戸前期の異類物の流行の中で「十二類歌合絵」も成立したが、絵巻の異類合戦物語から脱した独自の絵である。その詞書も趣向をこらした散らし書きで、独自の作者名から異本系の『十二類絵詞』によることがわかる。動物たちの衣装や背景画は、連想関係による意味の文脈が作者と読者（享受者）との間に共有されていたことを示す。歌の詞書も絵もパロディ的な性格を強く示している。

パロディの定義には様々な見解があるが、その必要条件として「連想の共有」がある。後代の作品が前代の作品をふまえたプレ（前）テキストやインター（間）テキストの関係だけでなく、原作を引用し変換した遊びの表現を重視したい。本作品には露骨な笑いや諷刺の要素は少ないので、パロディに通じる日本的な〈もどき〉といってもよい。笑いや諷刺は副次的に生ずるものといえよう。連想の共有が文芸に大きな知的快楽をもたらす〈もどき〉の伝統は、本歌取りや物語取り、掛詞や縁語といった和歌の技巧から、連歌・俳諧に至る連想に基づいた引用と変換の文芸として、日本文学の主流をなしてきた。

本作品は、異類合戦物の一部分から独立し、十二支の動物による歌合自体を表現した色紙の書と絵である。連歌や俳諧における連想の知識に熟達した、知的に洗練された文化圏において成立したといえよう。詞書の筆者は近衛流の能筆であり、「月」を愛でて桂離宮を造った後水尾院の文化圏などとのつながりが想定できる。

---

## ■ グローバル COE 研究教育員ブリーフィング要約

---

第 25 回ブリーフィング (2010 年 9 月 29 日)

内田智秀「メーテルランクの青い鳥像—生成過程で生まれた大衆的幸福の否定の象徴—」

幸福の象徴として青い鳥は古くから大衆に浸透している。メーテルランクの『青い鳥』もそのタイトルから、幸福に関する教訓物語とみなされている。しかし青い鳥が飛び去る結末は、大衆の求める幸福とは言えず、また同時にその結末は衆に浸透する青い鳥像の否定にもつながる。本発表では、いかなる変遷をたどり、旅の目的が青い鳥に至ったのか、草稿を手がかりに検証した。ここで明らかになったのは、頻繁に旅の搜索物に変更されていることから、メーテルランクは当初青い鳥を意識することなく、創作に入ったことである。また、あらすじや各挿話と構想を進めていく中で突然青い鳥に変更されたのには、大衆の青い鳥像を巧みに利用しようとするメーテルランクの戦略的な試みが含まれていたことである。こうした戦略のもと、メーテルランクの青い鳥は、多くの同名の作品とは異なるオリジナリティを獲得していったと考えられる。

---

## ■ 事業推進担当者の異動

---

事業推進担当者の鎌田隆行講師が転出のため任を離れることになりました。今後のいっそうのご活躍を祈念致します。

次回のメール版 NewsLetter の発行は 2010 年 11 月中旬 を予定しています。

.....

GCOE 「テキスト布置の解釈学的研究と教育」

Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration

<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/>

---

NewsLetter No.37

発行：GCOE 編集部

編集担当：平野克典

Copyright(C) 2010 NAGOYA UNIVERSITY, GRADUATE SCHOOL OF LETTERS

.....